

高齢者福祉サービスのご案内



松 阪 市

【令和7年4月 現在】

は じ め に

高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けるために、松阪市では、各種の高齢者在宅福祉サービスを提供し、支援を行っています。

詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

★松阪市役所 高齢者支援課 高齢者サービス係 TEL 53-4069
(〒515-8515 松阪市殿町1340番地1)

FAX 26-4035

★嬉野地域振興局 地域住民課 TEL 48-3852
(〒515-2324 松阪市嬉野町1443番地5)

FAX 42-4945

★三雲地域振興局 地域住民課 TEL 56-7910
(〒515-2112 松阪市曾原町872番地)

FAX 56-5382

★飯南地域振興局 地域住民課 TEL 32-2922
(〒515-1411 松阪市飯南町粥見3950番地)

FAX 32-3771

★飯高地域振興局 地域住民課 TEL 46-7112
(〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地)

FAX 46-1092

も く じ

1. 松阪市のあんしん窓口

◆ 地域包括支援センター	1
◆ 各種相談窓口	2～4

2. 在宅福祉サービス（介護保険外のサービス）

◆ 高齢者福祉サービスの主な要件と申請方法	5
◆ 生活管理指導短期宿泊サービス	6
◆ 配食サービス	7
◆ 寝たきり高齢者等紙オムツ給付	8
◆ 高齢者日常生活用具給付	9
◆ 緊急通報装置貸与	9
◆ 高齢者在宅生活支援	10
◆ 認知症等高齢者GPS端末貸与	11
◆ 訪問理美容サービス	12
◆ 寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥	13
◆ 家族介護慰労金支給	14
◆ 地域交流型一般デイサービス（地域介護予防活動支援事業）	15
◆ おかえりSOSネットワークまつさか	16
◆ 認知症高齢者等個人賠償責任保険	17
◆ エンディングサポート事業	18～19
◆ お元気応援ポイント事業	20
◆ 高齢者ボランティアポイント事業	21
◆ その他のサービス（高齢者支援課以外で担当しているサービス）	
○ 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度	22
○ 福祉有償運送	23～24
○ 水洗トイレ等の改造について	25
○ 高齢者世帯等における家具固定について	26
○ 特殊詐欺等被害防止機器購入補助金について	27

3. 高齢者の権利を守るために

◆ 成年後見制度	28～29
◆ 日常生活自立支援事業	30

4. 参考資料（施設サービス）

◆ 養護老人ホーム	31～33
◆ 軽費老人ホーム	34
◆ 有料老人ホーム	35
◆ サービス付き高齢者向け住宅	36
◆ 老人福祉センター・高齢者生活福祉センター	37

1. 松阪市のあんしん窓口

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、松阪市が委託した公的な機関で、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、市内5か所に設置しています。

1. いつまでも元気に！

介護予防をすすめます

要支援1・2、事業対象者の方の介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービス等の調整を行います。
また、みなさんの心身の状態に合わせて、介護予防支援（介護予防教室等）を行います。

2. 高齢者の生活全般にわたり、相談に応じます

相談者のプライバシーは厳守します。
相談は無料です。

地域包括支援センター



3. 高齢者の権利を守ります

成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見、消費者被害などに対応します。

4. 地域のつながりを支援します

地域のネットワークづくりを進めます。

名 称	所 在 地	TEL (FAX)	担当区域
松阪市第一地域 包括支援センター	白粉町 363 (松阪地区医師会館内)	25-1070 (25-1171)	第一・第二・幸・ 神戸・徳和
松阪市第二地域 包括支援センター	嬉野権現前町 423-9 (嬉野社会福祉センター 内)	42-7255 (42-6481)	嬉野管内・三雲管内・ 阿坂・伊勢寺
松阪市第三地域 包括支援センター	飯南町横野 885 (飯南ふれあいセンター 内)	32-5083 (32-4634)	飯南管内・飯高管内
松阪市第四地域 包括支援センター	鎌田町 244-3 (老人保健施設 嘉祥苑隣)	51-5885 (51-5910)	第四・東・橋西・松ヶ崎・ 港・西黒部・東黒部・ 朝見・漕代・機殿・櫛田
松阪市第五地域 包括支援センター	駅部田町 1390-1 (はあと薬局 在宅センター奥)	25-4300 (25-3131)	花岡・松尾・大河内・ 宇気郷・射和・大石・ 茅広江

各種相談窓口

◆認知症に関する相談は・・・

認知症の相談ができる専門医療機関（松阪地区医師会管内）

医療機関名（所在地）	電話番号	認知症 専門医	認知症 サポート医	神経 内科医	精神 科医
いおうじ応急クリニック（松阪市立野町）	31-3481				○
石田クリニック（松阪市大口町）	53-1177		○		
宇野胃腸内科・脳神経内科（松阪市市場庄町）	56-6001		○	○	
おおたクリニック（松阪市下村町）	29-1213		○		
おかの医院（松阪市嬉野中川新町）	42-7211		○		
小林医院（松阪市丹生寺町）	58-1296		○		
こむら胃腸内科（松阪市船江町）	26-3846		○		
こやまクリニック（大台町佐原）	0598-82-2600		○		
済生会松阪総合病院（松阪市朝日町1区） （窓口：医療相談支援センター）	51-2626	○		○	
済生会明和病院（明和町上野）	0596-52-0131	○		○	
桜木記念病院（松阪市南町）	21-5522		○		
上瀬クリニック（大台町新田）	0598-85-0106		○		
中川駅前クリニック（松阪市嬉野中川町）	48-0448				○
南勢病院（松阪市山室町）	29-1721		○	○	○
野呂医院（松阪市小片野町）	34-0054		○		
花の丘病院（松阪市山室町）	29-8700		○		
林内科（松阪市春日町）	21-4005		○	○	
平岡内科循環器科（松阪市南町）	21-3514		○		
まへのへた脳神経クリニック（松阪市駅部田町）	25-1080	○	○	○	
松阪厚生病院（松阪市久保町）	29-1311	○	○		○
松阪中央総合病院（松阪市川井町）	21-5252	○		○	○
みやむらクリニック（松阪市目田町）	61-2220		○		
明和ファミリークリニック（明和町前野）	0596-55-2207		○		
やまなか脳神経クリニック（松阪市嬉野中川新町）	20-8920		○		

※来院前に必ず電話にてお問い合わせください。

認知症疾患医療センター

※まずはかかりつけ医に相談しましょう

★基幹型：三重大学医学部附属病院	TEL 059 - 231 - 6029
★地域型：松阪厚生病院	TEL 0598 - 29 - 4522
★地域型：三重県立こころの医療センター	TEL 059 - 235 - 2125

物忘れ相談会（事前予約制）

「このごろ、よく物忘れが起こるなあ・・・」

「もしかして、認知症かなあ・・・」と悩んだ時に、専門の医師に相談できます。

【開催】月1回 【定員】3～4人 【場所】健康センターはるる 他

【問い合わせ】高齢者支援課 TEL 53-4099

電話での相談先

認知症の介護の悩みなど「一人で悩まず」「抱え込まず」お電話を！
ご相談は、認知症の介護経験者等がお受けいたします。なお、秘密は厳守します。

- ★ 三重県認知症コールセンター TEL 059-235-4165^{よいうご}
月曜日から土曜日の午前 10 時から午後 6 時まで（水曜日、祝日及び年末年始を除く）
- ★ 認知症の人と家族の会 三重県支部 TEL 059-227-8787
- ★ 三重県若年性認知症支援コーディネーター TEL 090-5459-0960
月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 5 時まで（祝日・お盆及び年末年始を除く）
- ★ 若年性認知症コールセンター TEL 0800-100-2707
月曜日から土曜日の午前 10 時から午後 3 時まで（祝日及び年末年始を除く）
※水曜日は午前 10 時から午後 7 時まで

◆健康に関する相談や予防接種に関する相談は・・・

- ★健康づくり課（春日町 健康センターはるる） TEL 31-1212
 - ★嬉野保健センター（嬉野町） TEL 48-3812
 - ★飯南地域振興局 地域住民課（飯南町粥見） TEL 32-2922
 - ★飯高地域振興局 地域住民課（飯高町宮前） TEL 46-7112
- インフルエンザ等予防接種は接種時期がありますので、あらかじめ上記のところへお問い合わせください。

◆高齢者の医療保険（後期高齢者医療制度）に関する相談は・・・

- ◇資格・給付のことについては・・・
- ★保険年金課 高齢者保険係 TEL 53-4068
 - ★各地域振興局 地域住民課 健康福祉担当
 - 嬉野 TEL 48-3837 三雲 TEL 56-7910
 - 飯南 TEL 32-2922 飯高 TEL 46-7112
- ◇保険料については・・・
- ★保険年金課 高齢者保険係 TEL 53-4092
 - ★各地域振興局 地域住民課 健康福祉担当
 - 嬉野 TEL 48-3837 三雲 TEL 56-7910
 - 飯南 TEL 32-2922 飯高 TEL 46-7112

◆介護保険に関する相談は・・・

- ★介護保険課 保険給付係 TEL 53-4091
- ★各地域振興局 地域住民課
 - 嬉野 TEL 48-3852 三雲 TEL 56-7910
 - 飯南 TEL 32-2922 飯高 TEL 46-7112

◆高齢者虐待に関する相談は・・・

★松阪市役所 高齢者支援課	TEL 53-4069
嬉野地域振興局 地域住民課	TEL 48-3852
三雲地域振興局 地域住民課	TEL 56-7910
飯南地域振興局 地域住民課	TEL 32-2922
飯高地域振興局 地域住民課	TEL 46-7112

★各地域包括支援センター (TEL P1 参照)

いち早く虐待を防ぐために、あるいは一生懸命に介護している人を虐待者にさせないために、小さなことでも気になることがあれば、まず相談してください。

◆消費者被害に関する相談は・・・

★松阪市消費生活センター（市役所 4 階 商工政策課内） TEL 25-6590
月から金曜日（祝日、年末年始を除く）の
午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

★三重県消費生活センター（津市） TEL 059-228-2212
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前 9 時から午後 4 時まで

◆松阪市社会福祉協議会事業のお問い合わせは・・・

★本所（殿町 1563）	TEL 21-1487
★松阪支所（鎌田町 213-1）	TEL 30-5210
★嬉野支所（嬉野権現前町 423-9）	TEL 42-2718
★三雲支所（曾原町 2678）	TEL 56-7247
★飯南支所（飯南町横野 885）	TEL 32-4630
★飯高支所（飯高町富永 72-1）	TEL 45-1125

2. 在宅福祉サービス（介護保険外のサービス）

◆高齢者福祉サービスの主な要件と申請方法

高齢者福祉サービスの主な要件と申請方法を一覧表で記載しました。

申請書は、松阪市のホームページからもダウンロードができます。また、電子申請をすることもできますので、ご利用ください。（二次元コードは該当ページにあります。）

それぞれの詳細については、各サービス等のページをご覧ください。

サービス名	ページ	主な要件						電子申請	申請書等提出先
		65歳以上	非課税世帯	介護認定	在宅	一人暮らし等	その他		
生活管理指導短期宿泊サービス	6	○					○	○	高齢者支援課 または 地域振興局 地域住民課
配食サービス	7	○			○	○	○	○	
寝たきり高齢者等紙オムツ給付	8	○	○	要介護1以上	○			○	
高齢者日常生活用具給付	9	○	○		○	○		○	
緊急通報装置貸与	9	○	○		○	○	○	○	
高齢者在宅生活支援	10	○		要支援 要介護	○		○	○	
認知症高齢者GPS端末貸与	11	○			○		○	○	
訪問理美容サービス	12	○		要介護4以上	○			○	
寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥	13	○	○	要支援 要介護	○	○		○	
家族介護慰労金支給	14	○	○	要介護4以上	○		1年以上		
地域交流型一般デイサービス	15	○					障がい等		
おかえり SOS ネットワークまつさか	16						○	○	
認知症高齢者等個人賠償責任保険	17			○	○		○	○	
エンディングサポート事業	18	○					○		
お元気応援ポイント事業	20	○						○	
松阪市高齢者ボランティアポイント事業	21						○		松阪市 社会福祉協議会
社会福祉法人等利用者負担軽減制度	22		○				○		介護保険課
福祉有償運送	23			要支援 要介護			○		サービス 提供機関
特殊詐欺等被害防止機器購入補助金	27	○					○		地域安全対策課

生活管理指導短期宿泊サービス

【電子申請可】



基本的な日常生活習慣が欠如している高齢者の方で、一時的に養護する必要がある場合に、短期間宿泊していただくことによって、日常生活に対する指導、支援を行います。

☆サービスを利用できる方

市内に居住する 65 歳以上で、介護保険法による要介護認定において「非該当」と判定された（要介護申請をしないで「非該当」とみなすことができる方を含む）方で、「要支援」や「要介護」となる可能性があり、一時的に養護する必要がある方。

☆利用日数

原則 7日間以内

☆利用料

1 日あたり 1,750 円（食事代、入浴代含む）

その他 実費相当額



☆利用施設

事業所名	所在地	電話番号
短期入所生活介護事業所なでしこ苑	曲町字小紋 1481	31-1810
指定老人短期入所生活介護施設まごころ苑	川井町 1358-1	50-2555
協和苑	上川町 3821-2	60-0737
特別養護老人ホーム百花苑	井村町 277-1	21-1982
特別養護老人ホーム吉祥苑	鎌田町 275-1	51-1788
特別養護老人ホームさくら園	下蛸路町 409-1	29-1352
特別養護老人ホームさくらの郷	桜町 35	31-2213
南勢カトリック特別養護老人ホーム	小阿坂町 1986	58-2230

*希望する方へは利用施設への送迎を行います。

送迎にかかる本人負担はありません。

配食サービス

【電子申請可】



老衰や心身の障がい、疾病等の理由により、見守りおよび栄養改善が必要な在宅の高齢者等に対し、定期的な訪問による安否確認と、栄養バランスを考慮した食事を提供します。

☆サービスを利用できる方

おおむね 65 歳以上で、疾病等の理由により見守り及び栄養改善が必要なひとり暮らしの高齢者、もしくは高齢者のみの世帯の方。なお、高齢者のみの世帯の方は世帯全員の申請が必要です。

(同一敷地内および付近に親族等がいる場合は認められません。)

☆利用回数

週3食 まで

※事業所によって利用可能回数が異なります。

利用は1事業所のみです。

(介護サービス利用日、親族訪問日は利用できません)



☆利用料

実費相当額

☆サービス提供機関

事業所名	所在地	電話番号
宅配クックワン・ツウ・スリー 松阪店	山室町 2069-2	25-6123
宅配クックワン・ツウ・スリー 多気大台店（飯南・飯高地区）	多気郡大台町佐原 157-20	0598-82-1577
まごころ弁当 松阪店	駅部田町 1010-1	25-3707
ママズ・キッチン	魚町 1791	67-8828
特別養護老人ホーム 吉祥苑	鎌田町 275-1	51-5833
喜のや（アシスト株式会社）	魚町 1776-1	67-8258
輝	清生町 619-3	30-5868
ライフデリ 松阪店	津市高茶屋 5-2-10	059-269-5460

寝たきり高齢者等紙オムツ給付

【電子申請可】



寝たきりや重度の認知症等のために、常にオムツの使用が必要である高齢者の方に、紙オムツを給付することにより家族等の負担を軽減し、高齢者の在宅生活を支援します。

☆給付対象者

常に紙オムツの使用が必要な高齢者の方で、下記の要件すべてに該当する方。

- (1) 市内に住所を有する 65 歳以上の在宅の高齢者
- (2) 介護保険法における要介護認定において「要介護」に該当すること
- (3) 当該年度市民税（4 月から 5 月は前年度市民税）が非課税世帯の方

※ 入院や施設への入所など、在宅生活でなくなった場合は、上記要件の（1）に該当せず、対象外となるため、高齢者支援課高齢者サービス係（Tel 53-4069）へ早急にご連絡ください。

☆紙オムツの種類と量、給付方法

市が定める紙オムツ等を松阪地区薬剤師会加盟の薬局から毎月（20 日前後から月末頃）配達します。

対象となる高齢者	内 容	サイズ
要介護 1、2※	紙オムツまたは紙パンツ	・紙オムツ (S～M・M・L) ・紙パンツ (S・M・L・LL)
要介護 3		
要介護 4、5	紙オムツと尿取りパッドまたは紙パンツと尿取りパッド	

※平成 27 年 4 月 1 日より要介護 1、2 の方に対して以下の基準が追加されました。

・最新の要介護認定において①、②のいずれかを満たすこと。

- ①主治医意見書で、障害高齢者の日常生活自立度 A2 以上
又は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb 以上
- ②訪問調査票で、障害高齢者の日常生活自立度 A2 以上
又は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb 以上

高齢者日常生活用具給付

【電子申請可】



火の元が特に心配な在宅の高齢者の方に対して、日常生活用具の給付を行い、自立生活を支援します。

☆給付対象者

- (1) おおむね 65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する在宅の方で、心身機能の低下に伴い、防火等に特に配慮が必要な方
- (2) 当該年度市民税（4 月から 5 月は前年度市民税）が非課税世帯の方

☆給付用具の種類

- (1) 電磁調理器 ※給付後は、ガスコンロを使用しないでください。
 ※医療用ペースメーカーをお使いの方は、かかりつけ医にご相談の上、お申込みください。
- (2) 火災報知器（熱感知式）

☆給付の制限

上記用品のうち、原則 1 品のみの給付となります（返却は不要です）。

緊急通報装置貸与

【電子申請可】



常時、安否の確認が必要な高齢者の方に、急病や災害時等の緊急時に適切な対応を図るため、24 時間体制で通報、対処できる緊急通報装置を貸与します。

☆貸与対象者

心身の障がいおよび疾病等の理由により、急病や災害時等の緊急時に適切な対応をとることができない方で、次のすべての要件を満たす在宅の方。

- (1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方
 （同一敷地内および、付近に親族等がいる場合は認められません）
- (2) 当該年度市民税（4 月から 5 月は前年度市民税）が非課税世帯の方

☆費用負担

機 器 の 貸 与： 無 償

緊急通報装置での通話： 無 料（フリーダイヤル）

※壊れたり紛失した場合は弁償となります。

(注) 設置には固定電話が必要です。NTT 回線以外の場合は、あらかじめご連絡ください。

高齢者在宅生活支援

【電子申請可】



在宅の高齢者に対して、軽易な日常生活上の支援を行うことにより、自立した生活の継続を支援します。

☆サービスを利用できる方

親族の協力を得ることができない、軽易な日常生活上の援助が必要な、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方のうち、次のいずれかに該当する方。

- (1) 介護保険法による要介護認定で「要介護」または「要支援」の認定を受けた方
- (2) 基本チェックリストの結果が事業対象者の基準に該当した方

☆サービスの内容

- (1) 草取り等の家周りの手入れ(生活に関わる場所)
- (2) 屋内の整理および整頓
- (3) 家屋等の軽微な修繕等

※日常生活に支障をきたす箇所で、作業内容が軽易なものが対象です。

☆利用回数

月1回 年度内3回まで ※1回の利用時間は、調査のうえ決定します。

☆利用料

作業員一人1時間あたり 230円

※ 作業により発生したごみ等の処分料は別途必要です。

詳細は各事業所に問い合わせてください。

☆サービス提供機関

事業所名	所在地	電話番号
公益社団法人 松阪市シルバー人材センター	久保田町 161	26-0523
三重県健康福祉生活協同組合	春日町二丁目 88-2	31-1211
労働者協同組合 ワークスコープみえ	大黒田町高見 742	26-3169
特定非営利活動法人 松阪子ども NPO センター※	春日町二丁目 1 ルミエール KASUGA	20-8344
ライフワーク	駅部田町 1054-2	090-4851-9825
(一社)てあみ お手伝いサービスつむぎ	津市雲出本郷 1236-4	059-269-5717

※屋内作業に限る

認知症等高齢者 GPS 端末貸与

【電子申請可】



認知症等高齢者が行方不明になった場合に、その居場所を家族等に伝えるシステムを活用することにより、早期に発見し、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境をつくるために支援します。

☆サービスを利用できる方

次のいずれかの要件を満たしている高齢者と同一世帯か同一敷地内に居住する方で、当該高齢者を介護する方。

- (1) 65 歳以上の高齢者
- (2) 認知症または認知症の疑いにより行方不明になる恐れのある方

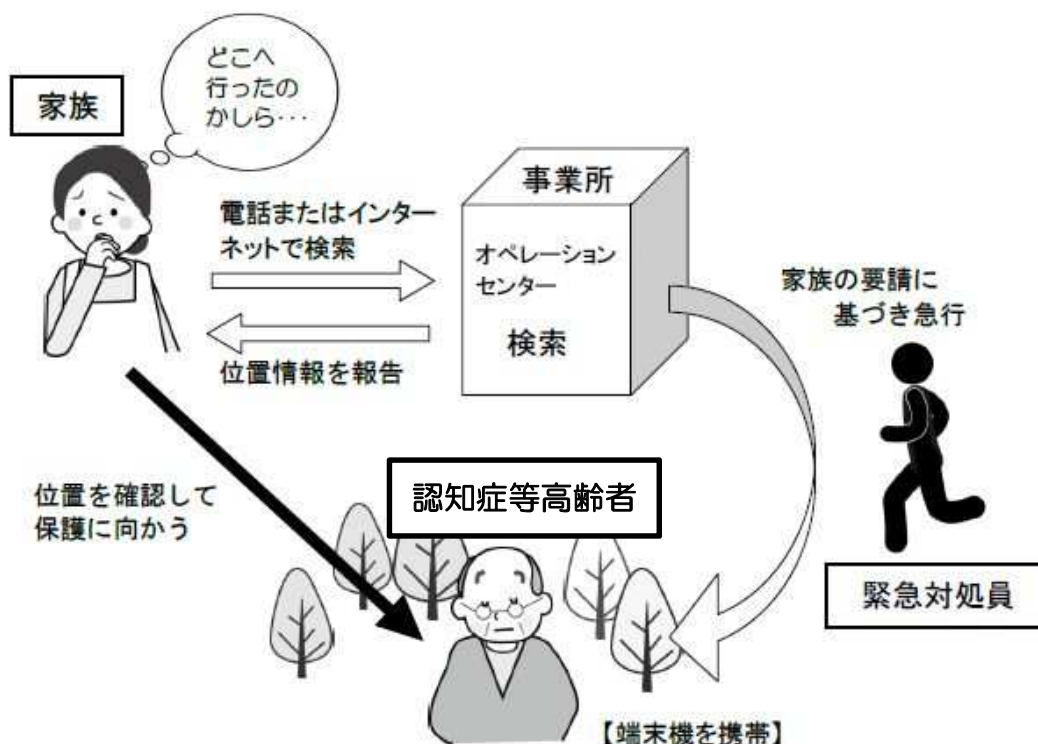


☆利用者負担となる費用

月々の基本料金、位置情報提供料金（電話・インターネット）、現場急行料金、機器紛失等は利用者の負担となります。

※地域によっては、電波の受信ができないことがあります。事前にご相談ください。

※3 年以内の解約の場合、違約金が発生します。





在宅で心身の状態により、理髪店等に出向くことが困難である高齢者の自宅へ理容師等が訪問し、理容等のサービスを行います。

利用券を交付し、理容師等の訪問出張費用を負担します。

☆サービスを利用できる方

老衰、心身の障がいおよび疾病等の理由がある在宅の高齢者で、次のすべての要件を満たしている方。

- (1) 65 歳以上の高齢者
- (2) 介護保険法による要介護認定において、

「要介護4」または「要介護5」の認定を受けた方



☆利用券交付枚数

申請月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
交付枚数	4枚	3枚	2枚	1枚

※利用券交付申請は、年度内（4月1日～翌年3月31日）で1度限りです。

※利用券の有効期限は申請した年度の3月31日までです。

☆本人負担となる費用

技術料、材料費等は本人負担となります。

☆サービス提供機関

事業所名	所在地	電話番号
三重県理容生活衛生同業組合 松阪支部	組合加盟の21理容店	
三重県理容生活衛生同業組合 久居・一志支部	組合加盟の34理容店	
訪問美容 髪んぐ	嬉野中川新町	31-1533
訪問美容にこっと	豊原町	080-8718-3749
訪問美容サロン shiro	津市柳山津興	080-7895-0002
アトリエ	津市栗真町屋町	059-261-4763
cocoro 訪問美容	明和町斎宮	080-5247-3561

寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥

【電子申請可】



ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯および寝たきりの高齢者を対象に、寝具の丸洗い乾燥を実施します。

☆サービスを利用できる方

おおむね 65 歳以上の高齢者で、以下の全てに該当する寝具類の日常的な衛生管理が困難な方。

- (1) 当該年度市民税が非課税世帯の方
- (2) 申請時に介護保険法による要介護認定において「要介護」または「要支援」の認定を受けている方
 - ※ 総合事業（※1）「事業対象者」の認定を受けている方は対象外
- (3) ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯、または寝たきり高齢者のいる世帯

※1 総合事業（介護予防・日常生活自立支援総合事業）

市区町村主体で行う地域支援事業の一つとして、地域の65歳以上の方を対象にその人の状態や必要性に合わせてさまざまなサービスなどを提供する事業

☆利用枚数

- 1人 2枚以内（敷布団・掛布団・毛布のうち組み合わせは自由）
※こたつ布団、大きなサイズのもの等は除きます。

☆実施時期

年1回 8月～10月頃

☆利用料

無料

☆申込時期

6月～7月（広報まつさか6月号をご確認ください）



家族介護慰労金支給

在宅の寝たきり高齢者等を介護している介護者に、慰労金を支給することにより、介護者の労をねぎらい、介護している家族の経済的負担の軽減と、寝たきり高齢者の在宅生活の継続を支援します。

☆支給の対象者

市内に住所を有し、次のすべてに該当する寝たきり高齢者等を主として介護している方。

- (1) 介護保険法における「要介護4」または「要介護5」の認定を受け、
1年以上経過された方
- (2) 同法に定める介護サービスを過去1年間受けなかった方
(ただし、同法に定める短期入所サービスを過去1年間に1週間程度利用
をした場合を除く)
- (3) 過去1年間疾病等により90日以上 of 長期入院をしなかった方
- (4) 寝たきり高齢者等は申請時に在宅の方
- (5) 寝たきり高齢者等本人の世帯、または別世帯で介護している場合は、
介護者の属する世帯の当該年度市民税(4月から5月は前年度市民税)が、
非課税であること

☆支給額および支給方法

寝たきり高齢者1人につき 年額 10万円

※請求者名義(主たる介護者)の金融機関口座に振り込み

地域交流型一般デイサービス

過疎地等において、閉じこもりがちな高齢者の方に日常動作訓練や教養・スポーツ活動などの各種サービスを行います。

☆サービスを利用できる方

おおむね 65 歳以上の家に閉じこもりがちな方。
障がい者および子ども。

☆利用回数

原則 週 1 回 ※利用は一施設のみです
(事業所が受け入れ可能と認めた場合は、週 2 回まで利用が可能です。)

☆利用料金

利用料 300 円
一般入浴 200 円 (うきさと憩センターのみ)
昼食代 実費相当額

☆利用施設

事業所名	事業実施場所	電話番号
うきさと憩センター (みえなか農業協同組合)	柚原町 38	35-8008
ふれあいいいききサロン (みえなか農業協同組合)	嬉野各地区	28-8814
ふれんどデイサービス (みえなか農業協同組合)	飯南町深野 585-4	32-4720
サテライト型デイサービス (松阪社協 飯高支所)	飯高各地区	45-1125

※うきさと憩センターでの事業は、令和 8 年 3 月末で終了となります。

おかえりSOSネットワークまつさか

【電子申請可】



この事業は、認知症等により行方が分からなくなった時に、警察署や行政、地域包括支援センター、サービス事業所、関係機関、地域の方々の力で、できるだけ早く、ご家族の元に帰れるようにするための制度です。

1. 「おかえりSOSネットワークまつさか」の流れ

(1) 認知症等により行方不明になる心配のある方を登録

「おかえりSOSネットワークまつさか登録票」に必要事項を記入し、ご本人の写真を持参して、高齢者支援課または各地域振興局地域住民課、担当地域包括支援センターに提出してください。

なお、登録いただいた情報は、高齢者支援課、各地域振興局、地域包括支援センター、松阪警察署、松阪地区広域消防組合で共有します。

(2) 登録シールを配付

登録された方には、登録時の受付番号を記した反射材シール（1シート 20枚）を配付しますので、日頃お使いになる靴や杖などに貼ってください。

松阪市001

※ 反射材シールの再発行、追加配布はありません。

(3) 登録された方が行方不明になったら

松阪警察署に行方不明者届を提出してください。警察から市へ行方不明者届の情報が来ます。その後、市から協力機関に『おかえりSOS見守りメール』（下記を参照）とFAXで情報を発信し、行方不明者の早期発見・保護につながるよう皆さまに協力を依頼します。

2. 「おかえりSOS見守りメール」とは・・・

認知症等により高齢者が行方不明になったとき、地域の皆さまのご協力で早期発見・保護につながるよう、携帯電話等へのメール配信による見守りを行うものです。

(1) おかえりSOS見守りメールは、次のようなことを配信します。

- ・行方不明時、発見時
- ・消費者被害（悪質商法など）の情報が入ったとき
- ・行方不明を想定した訓練を行うとき など

(2) おかえりSOS見守りメールは、メール登録された次の方々へ配信します。

配信先グループ名	詳細内容
①公的機関	松阪市役所、地域包括支援センターなど
②介護事業所	介護サービスを行っている事業所
③民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の方
④民間企業	商店、ライフライン関係事業所、銀行など
⑤地域ボランティア	認知症サポーター、地域の方など
⑥FAX連絡先	郵便局、消防署、警察署、地区市民センターなどの公共施設

認知症高齢者等個人賠償責任保険

【電子申請可】



認知症または若年性認知症の人が、日常生活で他人にケガを追わせたり、他人の財物を壊したりなど、法律上の賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべきお金を補償する制度です。

☆申請の対象となる方

下記の（１）～（３）の全てを満たす方。

- （１）「おかえりＳＯＳネットワークまつさか」に登録のある方
- （２）４０歳以上で松阪市に住民票があり、自宅で生活している方
- （３）介護保険申請の医師の意見書に「認知症」の診断名の記載がある方

☆事業内容について

- （１）保険料は松阪市が負担しますので、個人負担はありません。
- （２）事故による賠償補償額 最高１億円

※保険会社の審査により、該当しない場合があります。



例えば、このようにときに保険が適用されます



誤って線路に入り
電車等を止めてしまった



自転車で通行人に
けがをさせた



買い物中に
商品を壊した

エンディングサポート事業

ひとり暮らしで身寄りのない方など、ご自身の死後に不安をお持ちの方に、少しでもその不安を和らげていただくため、お元気なうちに備え、安心して生活していただけるよう、相談を受け付けています。ご本人でも、ご家族でも、どなたでもお気軽にご相談ください。

☆エンディングサポート相談窓口

亡くなった後に必要な手続きを「死後事務」といいます。

この窓口では、生前準備のひとつとしてお元気な間にご自身が亡くなった時の死後事務について第三者に託しておく「死後事務委任契約」のお手伝いをします。

- (1) 医療費の支払いに関する事
- (2) 家賃・施設利用料等の支払いに関する事
- (3) 葬儀・火葬・納骨に関する事
- (4) 永代供養に関する事
- (5) 賃借物件明け渡しに関する事務
- (6) 行政官庁等への諸届けに関する事 などがあります。

☆相談窓口から死後事務委任まで

- 1. エンディングサポート相談窓口で相談
- 2. 協力事業者又は、協力葬祭業者等を選定、相談
- 3. 死後事務委任契約の締結

☆補助金の交付対象者

次のすべての要件を満たしている方。

- (1) 市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者
(介護保険法による要介護 3 以上の認定を受けている 60 歳以上の者を含む。)
- (2) 単身世帯、または複数世帯の場合は同居人が次のいずれかに該当すること。
 - ア. 要介護 3 以上の認定を受けている。
 - イ. 身体障害者手帳（1 級又は 2 級）の交付を受けている。
 - ウ. 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている。
 - エ. 精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている。
- (3) 補助事業者の死後事務を執り行う親族がない方
- (4) 住民税非課税世帯であって、年間収入が 150 万円を超えないかつ預貯金合計額が 350 万円を超えない方
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない方

☆補助金額

上限 50,000 円

※協力事業者と締結した死後事務委任契約は 1 年以上継続してください。

☆エンディングサポート協力事業者

松阪市エンディングサポート事業の取り組みに、ご協力いただける事業者を登録しています。

事業者名	住所	電話番号	死後事務			
			医療費・ 家賃等支払	葬儀・ 納骨等	行政等 届出	相続財産 管理人選任
みまもり家族	津市広明町 112-5 第 3 いけだビル 4F	059-228-2256	○	○	○	○
さくら会館	久保町 1905-5	23-2800		○		
やなぎ	久保町 1855-668	38-3875		○		
スタート	駅部田町 891-3	31-2639	○	○	○	○
スマイル倶楽部	津市江戸橋 1 丁目 84-1 二葉ビル 3 階	059-233-1333	○	○	○	○
はじまりの会	津市一志町井関 320	090-7570-3259 (お問合せ専用)	○	○	○	
TUNAGU	玉城町蚊野 2064-7 参籠会館内	052-211-7011 080-4303-4997	○	○	○	○

松阪市お元気応援ポイント事業

【電子申請可】



高齢者の方が、地域の様々な集いの場に積極的に参加することにより、介護予防や健康増進を図ることで、元気で生き生きとした地域社会をつくることを目的として、地域の登録された団体の活動に参加した方にスタンプを付与する事業です。スタンプが20個たまれば参加賞がもらえます。そして抽選（年1回）で100名に賞品が当たります。

☆対象となる方

松阪市内在住の65歳以上の方が対象となります。

☆ポイント付与ができる団体は

地域で自主的に活動されている団体で、登録者数が4名以上でかつ月1回以上活動している団体で、市から「認定書」が発行された団体です。

認定を受けるには、市に「松阪市お元気応援ポイント事業活動団体認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。

審査の上、「認定書」とともにスタンプ、スタンプ台、ポイントカード（必要数）を団体の代表者にお届けします。

1回の参加につき
1ポイントたまります

20ポイントためると
参加賞がもらえます

さらに年1回の
抽選で、100名に賞品が
当たります

☆その他の注意事項

- ・1日にためられるポイント数に上限はありませんが、1日で同じ活動に2度参加された方には2度目のポイントは付与されません。
- ・スタンプ等は団体の代表者（管理者）の方に管理を委ねますが、万が一不正な行為が発覚した場合には、団体の認定を取り消すことがあります。
- ・スタンプ等を紛失したり破損したりした場合は、スタンプ作成代金の実費を徴収させていただきます。



高齢者の皆さんの

「お元気」を応援します!!



松阪市高齢者ボランティアポイント事業

社会活動を通して介護予防や生き生きした地域生活を送るため、活動員（愛称：ささえさん）として登録した人が、登録された活動の場でボランティア活動を行った場合、定められた基準でポイントが付与される制度です。市内在住の 65 歳以上の方は、基準に応じてポイントの還元（現金交付）が受けられます。（20 ポイントにつき 1,000 円で、年間上限 5,000 円）

1. まずは登録を・・・（登録の方法）

20 歳以上で、この事業にご理解をいただける方であれば、どなたでも登録ができます。「活動員登録申請書」を記入の上、身分証明証（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参して、松阪市社会福祉協議会へ提出してください。

（なお、この事業は介護保険法に基づく介護予防事業の一環として行います。ポイント還元の対象者は市内にお住まいの 65 歳以上の方となりますので、あらかじめご了承ください。）

2. 登録後は・・・（活動等の紹介）

登録が済みましたら、オリエンテーションを行います。制度や活動等についての説明、および希望される活動の相談や、活動先施設について担当者から紹介をさせていただきます。

なお、オリエンテーション時に活動保険料をお支払い願います。

3. こんな活動があります（ささえさんの活動）

- ・介護関連施設でのレクリエーション活動への参加や支援
- ・お茶だし、配膳・下膳、喫茶などの補助
- ・模擬店や演芸披露などの手伝い、話し相手
- ・施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 など

その他の活動もありますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

高齢者支援課 TEL 53-4099

松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課
TEL 23-2941



イメージキャラクター「ささえさん」

その他のサービス

【社会福祉法人等利用者負担軽減制度】

社会福祉法人等が行う以下のサービスを利用される方について、利用者負担額（介護サービス利用者負担額、食費、居住費（滞在費）、宿泊費）の25%を軽減する制度です。

☆軽減対象者

（１）市民税非課税世帯で、次のいずれにも該当する方。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること（遺族年金・障害年金・親族からの仕送りなどすべての収入を含む）
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

（２）生活保護受給者

（１）にかかわらず、個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）が軽減の対象になります。

☆軽減対象サービス（介護予防サービスを含む）

- 1 介護老人福祉施設サービス
- 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 3 通所介護（総合事業において実施する介護予防通所介護に相当する事業を含む）
- 3-2 地域密着型通所介護
- 4 認知症対応型通所介護
- 5 短期入所生活介護
- 6 訪問介護（総合事業において実施する介護予防訪問介護に相当する事業を含む）
- 7 夜間対応型訪問介護
- 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 9 小規模多機能型居宅介護
- 10 複合型サービス

※あらかじめ、ご利用の社会福祉法人等にて、当制度を利用できるかどうかをご確認の上、介護保険課に申請してください。

【お問い合わせ先】 介護保険課 TEL 53-4091

【福祉有償運送】

タクシー等の公共交通機関を利用して移動することが困難な介助が必要な方を対象に、通院、通所、買い物などを目的として、実費の範囲内の対価によって自家用自動車を使用して行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

☆サービスを利用できる方

身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、要介護または要支援認定者、基本チェックリスト該当者、その他（肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他障がいを有する方）のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な方およびその付添いの方が利用できます。

☆利用したい時には？

福祉有償運送の利用に当たっては、あらかじめその法人への会員登録が必要です。（会員登録されていないと利用できません。）

会員登録および福祉有償運送の利用については、福祉有償運送実施法人に、直接ご連絡ください。

※複数の法人への会員登録をすることも可能です。

☆利 用 料

実施法人によって利用料は異なります。

運送料はタクシー料金のおおむね8割の範囲内です。運送料以外に迎車料金、待機料金、介助料などが必要になる場合があります。

詳しくは、各法人にお問い合わせください。

☆使 用 車 両

乗用車（セダン型車両）のほかに車いすのためのリフト、スロープ、回転シートなど乗降を容易にするための装置を設けた自動車を使用しています。

実施法人によって使用車両は異なります。各法人にお問い合わせください。

☆サービス提供機関（松阪市内を運送区域とするものに限る）

実施法人	所在地	サービスを利用できる方							電話番号
		身体障がい者	精神障がい者	知的障がい者	要介護認定者	要支援認定者	基本チェックリスト該当者※1	その他※2	
愛恵会	久保町		○		○				0598-29-6775
聖ヨゼフ会松阪	小阿坂町				○				0598-58-2230
あおば会	駅部田町	○			○	○			0598-22-0801
三重県健康福祉生活協同組合	春日町	○	○	○	○	○	○	○	0598-31-1211
松阪市社会福祉協議会松阪支所	鎌田町	○	○	○	○			○	0598-30-5335
松阪市社会福祉協議会飯高支所	飯高町宮前	○	○	○	○			○	0598-46-7007
ホワイトライフ	津市木造町	○	○	○	○	○	○	○	059-202-2322
おたすけ BILLY	大黒田町	○	○	○				○	0598-23-8900
スマイルハート	津市垂水	○			○	○		○	059-227-1133
りあん	駅部田町	○	○	○				○	0598-30-8430

（令和7年3月1日現在）

※1 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する方

※2 肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他障がいを有する方

【お問い合わせ先】 介護保険課 TEL 53-4190

【水洗トイレ等の改造について】

公共下水道の供用開始後、3年以内に行う下水道への接続工事における水洗トイレへの改造工事費およびその他の排水設備工事費（汚水のみ）を助成します。

ただし、建物の新築・増築・改築に係る工事を除き、前年所得税非課税世帯とします。

☆対 象 者

65 歳以上の高齢者のみの世帯等で、市税等を滞納していない世帯。

※自己の居住用の建物の所有者に限ります。

☆助 成 額

30 万円 以内

☆申請時期

随時受け付けます。

事前調査もできますので、ご希望の方はお問い合わせください。

（注）工事施工前の申請に限ります。

【お問い合わせ先】

（本庁管内）上下水道部 下水道建設課 生活排水係

Tel 53-4132 Fax 26-4319

（三雲・嬉野管内）上下水道部 北部上下水道事務所

Tel 56-7906・56-7915 Fax 56-7148



【高齢者世帯等における家具固定について】

高齢者世帯等における家具の固定を行います。

☆対象者

市内に住所があり、下記のいずれかに該当する在宅の方。

(1) 高齢者（65 歳以上）のみの世帯

(2) 要介護認定において要介護 3 以上、身体障害者手帳（1 級～3 級）、

療育手帳 A または精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方が

居住する世帯。

※老人ホーム等に入所している方、既に当事業を利用した方は除く。

☆事業内容

タンス、食器棚などの家具を壁や柱などに固定します。

(固定家具は 3 点まで。冷蔵庫や洗濯機、テレビなどの電化製品は除く)

☆固定費用

無 料

☆申込時期

5 月から 12 月まで（100 世帯、先着順）

【お問い合わせ先】

・ 防災対策課 防災係 TEL 53-4034 Fax 22-1055

・ 各地域振興局 地域振興課

嬉野 TEL 48-3800 三雲 TEL 56-7905

飯南 TEL 32-2511 飯高 TEL 46-7111

【特殊詐欺等被害防止機器購入補助金について】

市内在住 65 歳以上の高齢者を対象に、特殊詐欺被害防止対策機能付の固定電話機等の購入費用の一部を補助します。

☆対 象 者

市内在住 65 歳以上の高齢者（市税を滞納していない方）

☆対 象 機 器

悪質な電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造されたもの

- ・ 自動応答録音装置等を有する特殊詐欺被害防止の機能付固定電話機
- ・ 固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

※単なる留守番電話機能のものは除く

※1 世帯につき 1 台

☆補助対象金額

対象機器の購入と設置にかかる費用の合計額の 2 分の 1
（上限額 8,000 円、100 円未満は端数切捨て）

【お問い合わせ先】

- ・ 地域安全対策課 TEL53-4061

この電話は、犯罪被害等防止のために自動的に録音されます。



3. 高齢者の権利を守るために

成年後見制度

成年後見制度は判断能力の低下を補うものとして、家庭裁判所が支援する人（後見人等）を選び、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人を守るための制度です。

☆成年後見制度の種類

区分		対象者の状況	支援する人
①法定後見制度	補助類型	判断能力が不十分な人	補助人
	保佐類型	判断能力が著しく不十分な人	保佐人
	後見類型	ほとんど判断できない人	成年後見人
②任意後見制度		将来の判断能力の低下に備えたい人	任意後見人

①法定後見制度について

☆利用できる方

判断能力が十分ではない方

（認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など）

☆申立てができる方

本人、配偶者、四親等以内の親族等

身寄りの無い方の場合、市長

☆利用できる内容

必要に応じて、本人のための介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約などの法律行為を行います。そのため成年後見人が選任されると、最初に、本人の財産や収入を把握し、医療費や税金などの決まった支出を見積もります。その上で、中長期的な見通しに立って、医療看護の計画と収支の予定を立てます。

☆費用負担

申立てには手数料のほか、登記印紙代、郵便切手、戸籍謄本・住民票手数料、診断書などが必要です。これらは、申立人の負担となります。

また、弁護士や司法書士、社会福祉士などが後見人になる場合など、内容によっては、後見人への報酬が発生することがあります。

申立ての窓口（法定後見制度）

居住地	申立窓口	所在地	電話番号
嬉野・三雲管内	津家庭裁判所	津市中央 3-1	059-226-4711
上記以外	津家庭裁判所松阪支部	中央町 36-1	51-0542

②任意後見制度について

将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、財産の管理や生活上の契約締結などを自分に代わって行う信頼できる人を、公正証書によりあらかじめ契約して、決めておく制度です。

☆利用できる方と任意後見人

今後、判断能力が低下することに不安をお持ちの方。

成人であれば誰でも信頼できる人を、任意後見人にすることができます。身内でも友人でも問題ありません。その他にも弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門家や、法人に後見人になってもらうこともできます。

☆利用できる内容

本人の判断能力が低下したときに、任意後見契約が始まります。
利用できる内容は、法定後見制度と同じです。

☆費用負担

任意後見契約は、公証役場の手数料、法務局に収める印紙代、法務局への登記嘱託料などが必要です。任意後見人への報酬は、本人と任意後見人になることを引き受けた者との話し合いで決めることになります。

契約の窓口（任意後見制度）

窓口	所在地	電話番号
松阪公証人役場	南町 178-5	23-7883

成年後見制度に関するお問い合わせ先

窓口	所在地	電話番号
松阪市成年後見センター	殿町 1563 番地 松阪市福社会館 2 階	31-3001

日常生活自立支援事業

誰もが地域でいきいきと安心して暮らしていける福祉のまちづくりを目指すため、判断能力に不安のある方などの個人の尊厳と意思決定を尊重し、必要な福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを、社会福祉協議会がお手伝いします。

☆利用できる方

判断能力に不安のある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方などで、日常生活を送る上で次のような不安のある方

- ・福祉サービスの利用方法がわからない
- ・預貯金の管理が心配
- ・重要な書類の管理が心配

☆受けられるサービス

(1) 福祉サービス利用援助

- ・さまざまな福祉サービス利用に関する情報の提供、相談等
- ・福祉サービス利用の申し込み、契約の代行、代理

(2) 日常的な金銭管理サービス

- ・税金や社会保険料、電気・ガス・水道等公共料金支払いの手続き
- ・預金の預け入れ、払い戻し、解約手続きの代行等

(3) 書類等預かりサービス

- ・年金証書、預貯金通帳、権利証書、実印等

※ お預かりした書類は金融機関の貸金庫で保管します。

☆利用料

福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス

1,500 円／1 回（1 時間程度）

※ 契約を締結するまでの相談や支援計画の作成などは無料です。

※ 生活保護を受給している方は、利用料が免除されます。

書類等の預かりサービス

250 円／月（3,000 円／年）

☆実施主体

実施主体・申し込み先	住所	電話番号
松阪日常生活自立支援センター （松阪市社会福祉協議会内）	松阪市殿町 1563	22-3715

4. 参考資料（施設サービス）

☆心身状況が自立の方（介護認定のつかない方）も対象となる施設サービスを紹介します。

養護老人ホーム

65 歳以上の基本的日常生活動作ができる方で、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が対象となります。

経済的理由については、本人の属する世帯が生活保護受給世帯か市民税均等割課税以下の方が対象となります。

◇入所の申込は、高齢者支援課（TEL53-4069）または各地域振興局へお願いします。費用負担は次ページの別表をご覧ください。

施設名	所在地	定員	電話番号
百花苑	松阪市井村町 277-1	50	(0598) 21-1982
やまゆりの里	松阪市嬉野中川町 1528-101	50	(0598) 42-1116
翠明院	いなべ市藤原町 1166	70	(0594) 46-2034
シルバーサポート ライムの丘ハウス	桑名市大字星川 2239-1	50	(0594) 41-3822
みずほ寮	三重郡菰野町菰野 5833-1	50	(059) 394-1121
寿楽陽光苑	四日市市泊村 1050-13	120	(059) 345-0208
南山	鈴鹿市山辺町 1055-1	50	(059) 374-1056
清和の里	亀山市住山町 590-1	50	(0595) 82-0637
高田慈光院	津市大里野田町 1124-1	100	(059) 230-7811
青松園	津市高洲町 15-43	60	(059) 228-2661
こうふう苑	伊賀市四十九町 1870-8	50	(0595) 26-1900
梨ノ木園	伊賀市朝屋 734	70	(0595) 23-1555
偕楽荘	伊賀市久米町字大木 872-1	50	(0595) 23-6521
みさと園	名張市百合が丘西 1 番町 179	50	(0595) 41-1280
高砂寮	伊勢市小俣町宮前 38	50	(0596) 22-1045
万亀会館	伊勢市二俣町 577-1	100	(0596) 24-5052
花園寮	志摩市阿児町鵜方 804	80	(0599) 43-0166
赤羽寮	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原 1402-1	50	(0597) 47-1830
聖光園	尾鷲市大字大曾根浦 15-1	50	(0597) 22-0669
松濤園	南牟婁郡御浜町下市木 3487	50	(05979) 2-1032

養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

平成16年7月以降適用

対象収入による階層区分			費用徴収 基準月額	対象収入による階層区分			費用徴収 基準月額
1	0	～ 270,000 円	0 円	21	680,001	～ 720,000 円	34,100 円
2	270,001	～ 280,000 円	1,000 円	22	720,001	～ 760,000 円	37,500 円
3	280,001	～ 300,000 円	1,800 円	23	760,001	～ 800,000 円	39,800 円
4	300,001	～ 320,000 円	3,400 円	24	800,001	～ 840,000 円	41,800 円
5	320,001	～ 340,000 円	4,700 円	25	840,001	～ 880,000 円	43,800 円
6	340,001	～ 360,000 円	5,800 円	26	880,001	～ 920,000 円	45,800 円
7	360,001	～ 380,000 円	7,500 円	27	920,001	～ 960,000 円	47,800 円
8	380,001	～ 400,000 円	9,100 円	28	960,001	～ 1,000,000 円	49,800 円
9	400,001	～ 420,000 円	10,800 円	29	1,000,001	～ 1,040,000 円	51,800 円
10	420,001	～ 440,000 円	12,500 円	30	1,040,001	～ 1,080,000 円	54,400 円
11	440,001	～ 460,000 円	14,100 円	31	1,080,001	～ 1,120,000 円	57,100 円
12	460,001	～ 480,000 円	15,800 円	32	1,120,001	～ 1,160,000 円	59,800 円
13	480,001	～ 500,000 円	17,500 円	33	1,160,001	～ 1,200,000 円	62,400 円
14	500,001	～ 520,000 円	19,100 円	34	1,200,001	～ 1,260,000 円	65,100 円
15	520,001	～ 540,000 円	20,800 円	35	1,260,001	～ 1,320,000 円	69,100 円
16	540,001	～ 560,000 円	22,500 円	36	1,320,001	～ 1,380,000 円	73,100 円
17	560,001	～ 580,000 円	24,100 円	37	1,380,001	～ 1,440,000 円	77,100 円
18	580,001	～ 600,000 円	25,800 円	38	1,440,001	～ 1,500,000 円	81,100 円
19	600,001	～ 640,000 円	27,500 円	39	1,500,001 円以上 150 万円超過額×0.9÷12 月+81,100 円 (100 円未満切捨て)		
20	640,001	～ 680,000 円	30,800 円				

扶養義務者費用徴収基準

平成16年7月以降適用

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）		0 円
B	A 階層を除き当該年度分の市民税非課税の者		0
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C2		当該年度分の市民税所得割課税	6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下	9,000
D2		30,001 ～ 80,000	13,500
D3		80,001 ～ 140,000	18,700
D4		140,001 ～ 280,000	29,000
D5		280,001 ～ 500,000	41,200
D6		500,001 ～ 800,000	54,200
D7		800,001 ～ 1,160,000	68,700
D8		1,160,001 ～ 1,650,000	85,000
D9		1,650,001 ～ 2,260,000	102,900
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	122,500
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	143,800
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	166,600
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	191,200
D14		6,270,001 円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

軽費老人ホーム



34 ページから 36 ページまでの
最新情報は市ホームページで
ご確認ください。

軽費老人ホームは低額な料金で入居できる施設で、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供をします。

軽費老人ホームは、A型、B型、ケアハウスに分けられます。ケアハウスについては、入居後に介護が必要となった場合には、介護サービスを利用することができます。

☆利用対象者

(1) 軽費老人ホーム (A型・B型)

低所得階層に属し、かつ、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の方

(2) 介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)

原則 60 歳以上で、自炊ができない程度の健康状態にあるか高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族の援助を受けることが困難な方

軽費老人ホーム A型

施設名	区分	所在地	電話番号
泰山荘	A 型	鎌田町 284-1	51-0500

介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)

施設名	所在地	電話番号
南勢カトリックケアハウス	小阿坂町 1988-6	58-0853
ケアハウス徳和	下村町 2476	29-7088
さわやか苑	川井町 1360-1	50-1212
若葉さわやか苑 (特定施設)	若葉町 77-7	50-5200
第 2 若葉さわやか苑 (特定施設)	若葉町 77-7	52-6100
第 3 若葉さわやか苑	若葉町 77-7	52-6100

(令和 7 年 3 月 1 日現在)

◆入所の要件等については各施設によって異なりますので、詳細は各施設へ
問い合わせてください。

有料老人ホーム

有料老人ホームとは、高齢者が暮らしやすいように配慮された「住まい」で、生活サービスなどを提供することを目的とした施設です。

施 設 名	所 在 地	電話番号
住宅型有料老人ホームみどりの森	鎌田町 412-5	67-0789
木家	石津町 78-2	30-8155
セルヴィスまつさか	石津町 192-2	052-228-0576
有料老人ホームメディカルガーデン松阪	大津町 849	52-4165
住宅型有料老人ホーム静穏（SEIONN）	高町 149-1	67-4284
リールホーム松阪	垣鼻町 1023-10	50-5101
リールホーム松阪 ANNEX	垣鼻町 1032-1	50-5101
住宅型有料老人ホームケアリー松阪垣鼻	垣鼻町 573	31-3115
ホームひさみ	上川町 563-12	29-8377
笑顔の家	下村町 898-1	30-6541
有料老人ホームエスペランサ下村	下村町 869-3	30-8892
住宅型有料老人ホームみどりの森下村	下村町 1963-2	60-0507
住宅型有料老人ホームひばりヒルズ	久保町 1855-1494	60-1717
エクセレントまつさか（特定施設）	久保町 1855-1703	29-4165
やすらぎの家アサヒビハーラ	駅部田町 208	22-0800
アサヒビハーラ別館	駅部田町 211-3	22-1003
アクアホーム松阪山室	駅部田町 319	31-2811
ローマリンダ	山室町 690-2	60-2666
シェアホームひばり	山室町 2419-15	60-1165
有料老人ホームオアシス悠々の里	山室町 2595	60-2121
介護付有料老人ホームシルバーハウス松阪（特定施設）	田村町 452	22-3465
シルバーハウス松阪Ⅱ	田村町 447-1	25-3465
有料老人ホームエスペランサ田村	田村町 435-3	54-2233
ふぁみーゆ松阪（特定施設）	白粉町 463-1	23-0788
有料老人ホーム アシスト	川井町 157-1	25-0088
ベタニヤシニアホーム	岡本町 506-1	30-8205
こころ	八重田町 485-2	58-1556
介護付有料老人ホームわが家松阪（特定施設）	伊勢寺町 590-2	63-1122
アクア西之庄	西之庄町 51-2	30-4490
有料老人ホームエスペランサ笹川	笹川町 1416	36-6633
のろま倶楽部	小片野町 406-1	34-0084
昴	五主町 391-1	56-7666

施 設 名	所 在 地	電話番号
住宅型有料老人ホームグリーンピアみくも	中林町 431	56-7811
シニアヴィレッジみくも	曽原町 821-3	56-5993
住宅型有料老人ホームせせらぎ嬉野	嬉野平生町 112	30-6200
有料老人ホームルミナス嬉野	嬉野中川町 1528-101	31-1200
住宅型有料老人ホームスマイルタウン	立野町 801-1	21-1135
住宅型有料老人ホームスマイルハート	立野町 788	31-3934
住宅型有料老人ホームロジーナ布袋	市場庄町 1114-1	20-8088
有料老人ホーム笑明日	上蛸路町 715-2	29-2777

◆入所の要件等は、各施設によって異なりますので、詳細は各施設へ問い合わせてください。
(令和7年3月1日現在)

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、安否確認や様々な生活支援サービスを受けられるバリアフリー対応の賃貸住宅です。サ高住とも呼ばれます。介護サービスの提供がない分、自由度の高い生活ができることが特徴です。

施 設 名	所 在 地	電話番号
サービス付き高齢者向け住宅木の香	鎌田町 58-3	31-3155
さくらの杜	宮町 318-20	22-3939
サービス付き高齢者向け住宅 桜木さん松阪	垣鼻町 458	20-8185
サービス付き高齢者向け住宅ひまわり園	久保町 1855-1654	60-0123
ゴールドエイジ松阪	久保町 1294-1	29-1305
サービス付き高齢者向け住宅ひばり A	山室町 2419-3	60-1165
サービス付き高齢者向け住宅ひばり B	山室町 2419-3	60-1165
はあと	山室町 2051-9	20-8611
サービス付き高齢者向け住宅アクア川井町	川井町 555-1	30-8381
サービス付き高齢者向け住宅「ワークス」	舞出町 421-1	30-5993
サービス付き高齢者向け住宅虹 A	小津町 439-1	56-1160
サービス付き高齢者向け住宅虹 B	小津町 439-1	56-1160
サービス付き高齢者向け住宅ごえん	小津町 875	56-1515
サービス付き高齢者向け住宅いぶき	市場庄町 1098	56-9336
サービス付き高齢者向け住宅ひざし	市場庄町 1096-1	56-9225

◆入所の要件等は、各施設によって異なりますので、詳細は各施設へ問い合わせてください。
(令和7年3月1日現在)

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上、レクリエーション等のために利用できる通所施設です。

★松阪市老人福祉センター 松寿園（下村町） TEL 29-0715

利用対象者

市内に居住する 60 歳以上の方を対象としています。団体、個人で利用できます。

利用時間

午前 9 時から午後 4 時

バスの利用

15 人以上の団体で利用されるときはバス送迎が可能です。（要予約）

使用料 各室無料

休館日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

問い合わせ先 松阪市老人福祉センター 松寿園（下村町） TEL 29-0715

※老人福祉センター松寿園は令和 7 年 12 月 26 日で閉館いたします。

高齢者生活福祉センター

生活に不安のある地域の高齢者に対して、一定期間（半年程度）の居住場所を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設です。

★松阪市飯高高齢者生活福祉センター（飯高町富永） TEL 45-1125

利用対象者

市内に居住するおおむね 65 歳以上の方で、原則として自活自炊できる方を対象とします。

入居料

所得に応じ、月単位で納入していただきます。

※くわしい内容については、市ホームページにてご確認ください。直接施設にお問い合わせ下さい。



この「高齢者福祉サービスのご案内」は、事業の一部をお知らせするものです。各事業等の詳細につきましては、高齢者支援課、各地域振興局、または各内容に記載の連絡先までお問い合わせ下さい。